

令和元年6月第24回互理町議会定例会会議録（第1号）

○ 令和元年6月12日第24回互理町議会定例会は、互理町役場仮設庁舎大会議室に招集された。

○ 応招議員（18名）

1 番	鈴木 高行	2 番	渡 邊 重 益
3 番	小 野 一 雄	4 番	佐 藤 邦 彦
5 番	小 野 典 子	6 番	高 野 進
7 番	安 藤 美重子	8 番	渡 邊 健 一
9 番	高 野 孝 一	10番	佐 藤 正 司
11番	森 義 洋	12番	大 槻 和 弘
13番	百 井 いと子	14番	鈴 木 邦 昭
15番	木 村 満	16番	熊 田 芳 子
17番	佐 藤 ア ヤ	18番	佐 藤 實

○ 不応招議員（0名）

○ 出席議員（18名） 応招議員に同じ

○ 欠席議員（0名） 不応招議員に同じ

○ 説明のため出席した者の職氏名

町 長	山 田 周 伸	副 町 長	三戸部 貞 雄
総務課長	佐々木 人 見	企画財政課長	大 堀 俊 之
税務課長	佐々木 厚	町民生活課長	関 本 博 之
福祉課長	佐 藤 育 弘	子ども未来課長	橋 元 栄 樹
健康推進課長	齋 藤 彰	農林水産課長	菊 池 広 幸
商工観光課長	齋 義 弘	都市建設課長	袴 田 英 美
施設管理課長	齋 藤 輝 彦	上下水道課長	川 村 裕 幸
会計管理者兼会計課長	菊 地 邦 博	教 育 長	岩 城 敏 夫
教育次長兼学務課長	南 條 守 一	生涯学習課長	片 岡 正 春
農業委員会事務局長	山 田 勝 徳	選挙管理委員会書記長	佐々木 人 見
代表監査委員	澤 井 俊 一		

○ 事務局より出席した者の職氏名

事務局長	西 山 茂 男	庶務班長	伊 藤 和 枝
主 事	片 岡 工		

議事日程第1号

〔議事日程表末尾掲載〕

本日の会議に付した案件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

議長諸報告

日程第3 提出議案の説明

午前10時00分 開会

議長（佐藤 實君） おはようございます。

会議が始まる前に、議員各位、傍聴される皆様にご連絡いたします。

本日の会議は、取材のため報道機関から傍聴席での撮影の申し入れを受け、これを許可しておりますのでご了承願います。

これより令和元年6月第24回互理町議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

まず、クールビズでありますので、暑い方は上着を外すことを許可いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（佐藤 實君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、10番 佐藤正司議員、11番 森 義洋議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議長（佐藤 實君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、別紙会期日程案のとおり、本日から6月17日までの6日間

といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から6月17日までの6日間に決定いたしました。

なお、お諮りいたします。

6月15日及び6月16日は休会の日ですが、互理町議会基本条例第5条第4項の定めに基づき、町民に開かれた議会運営、そして、仕事の関係等で平日に議会傍聴ができない町民の方々に議会傍聴の機会を設けるため、特に会議を開くことにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。

よって、6月15日及び6月16日は特に会議を開くことに決定いたしました。

議長諸報告

議長（佐藤 實君） 次に、諸般の報告をいたします。

第1、地方自治法第121条の規定に基づきます説明員は、別紙お手元に配付のとおりであります。

第2、町長提出議案についてであります。町長から、条例案4件、補正予算案3件、専決処分の承認7件、工事請負変更契約の締結について外17件、合計31件が提出されております。

第3、一般質問についてであります。一般質問の通告を7名から受理しております。

第4、請願・陳情等についてであります。陳情4件を受理しております。写しをお手元に配付しておりますのでご了承願います。

第5、議員派遣の件について、会議規則第126条第1項ただし書きの規定により、お手元に配付のとおり議長において決定しましたので報告いたします。

第6、今期定例会前に派遣を決定しておりました議員から、お手元に配付のとおり議員派遣結果報告書1件が提出されておりますので報告いたします。

第7、監査委員から例月出納検査報告書が提出されております。写しをお手元に

配付しておりますのでご了承願います。

第8、閉会中の「議会及び議長の動向」について、別紙お手元に配付のとおり報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第3 提出議案の説明

議長（佐藤 實君） 日程第3、提出議案の説明を求めます。

町長登壇。

〔町長 山田 周伸君 登壇〕

町長（山田周伸君） 議員の皆様、おはようございます。

令和元年第24回亙理町議会定例会議案説明をさせていただきます。

本日、第24回亙理町議会定例会を開会するに当たり、議員各位には何かとご多用のところご出席賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、今回ご提案申し上げご審議賜りますのは、議案12件、承認7件及び報告12件であります。よろしくご審議方お願い申し上げます。

それでは、各案件についてその概要を説明申し上げます。

議案第39号「亙理町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、国会議員の選挙時の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律（令和元年法律第1号）が令和元年5月15日に公布されたことに伴い、選挙長等の報酬基準額が改定されたことから、条例の一部を改正するものであります。

議案第40号「亙理町手数料条例の一部を改正する条例」につきましては、工業標準化法（昭和24年法律第185号）の一部改正に伴い、令和元年7月1日より日本工業規格（JIS）が日本産業規格（JIS）に改められることから、条例の一部を改正するものであります。

議案第41号「亙理町立郷土資料館条例の一部を改正する条例」につきましては、町民の文化の向上に資することを目的とし設置しております郷土資料館において、常設展示に係る観覧料を無料とし利用者の増加を図るため、条例の一部を改正するものであります。

議案第42号「亘理町放課後児童健全育成事業の設置及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」につきましては、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成31年厚生労働省令第50号）が平成31年3月29日に公布されたことに伴い、放課後児童支援員の資格要件が拡大されたことから、条例の一部を改正するものであります。

議案第43号「物品購入契約の締結について（平成31年度亘理町消防団小型動力消防ポンプ購入事業）」につきましては、老朽化した小型動力消防ポンプ7台の更新事業になりますが、去る5月10日に入札を執行した物品購入契約を締結するに当たり、地方自治法第96条第1項第8号の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

議案第44号「工事請負契約の締結について（平成30年度亘理第5-1号汚水枝線（その4）工事（繰越）」につきましては、去る5月17日に入札を執行した工事請負契約を締結するに当たり、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

議案第45号「工事請負契約の締結について（平成31年度公共ゾーン敷地造成工事）」及び議案第46号「工事請負契約の締結について（平成31年度（復交）鳥の海公園多目的広場管理棟新築工事）」につきましては、去る5月24日に入札を執行したそれぞれの工事請負契約を締結するに当たり、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

議案第47号「字の区域を新たに画すること」につきましては、平成24年度から施行してまいりました震災復興畑団地整備事業が、平成25年度において工事完了となり、令和2年度に換地処分を行い、事業が完了する運びとなっております。この換地処分に伴い、字界並びに字の名称変更が生じることから「震災復興畑団地整備事業（いちご団地）字界変更検討委員会」を設置し検討してまいりましたが、その結果がまとまりましたので、地方自治法第260条第1項の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、予算関係議案についてご説明を申し上げます。

議案第48号「令和元年度亘理町一般会計補正予算（第2号）」につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億9,657万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ185億903万1,000円とするものであります。

初めに、歳出予算についてご説明申し上げます。

2 款総務費につきましては、新庁舎等建設事業費において、事業の進捗状況に伴い新庁舎建設等設計管理業務委託料及び新庁舎建設工事費をそれぞれ339万4,000円、3億1,715万2,000円追加補正するもののほか、平成30年度に策定した移転計画に基づき現庁舎から新庁舎へ文書・物品等を円滑に運搬するため、新庁舎移転業務委託料2,600万円を追加補正するものであります。

また、予算を繰り越して事業を実施しております公共ゾーン構内道路整備事業において、軟弱地盤による沈下を防止するため必要となる工事費300万円を追加補正するものであります。

次に、プレミアム付商品券事業費におきまして、今年10月の消費税引き上げに伴う家計負担や消費への影響を緩和するための支援策について、子育て世帯分の対象が拡大されたことから、必要となる商品券発行業務委託料を合わせて72万6,000円を追加補正するものであります。

次に、参議院議員選挙費におきましては、逢隈第3投票所における仮設スロープの購入費などを合わせて83万3,000円を追加補正するものであります。

3 款民生費につきましては、介護保険事務経費において亘理町介護保険特別会計への繰出金1,396万2,000円を追加補正するほか、幼児教育・保育無償化事業費において、消費税率引き上げ時の10月1日より実施される幼児教育・保育無償化に伴い、子ども・子育て支援システムの改修や関係条例・規則等の改正、住民・利用者への周知などの事務が生じることから、それらに必要な経費として合わせて2,204万8,000円を追加補正するものであります。

次に、災害救助経費におきましては、災害援護資金の貸付期間が令和元年度まで延長となったことなどから、貸付金などを合わせ361万8,000円を追加補正するものであります。

以上が民生費の主なものであります。

4 款衛生費につきましては、保健福祉センター建設事業費において、事業の進捗状況に伴い保健福祉センター建設工事費5,740万円を追加補正するものであります。

次に、予防接種経費におきましては、予防接種法の改正により、風疹の抗体価を持たない者が一定数存在する世代の男性について、公的な予防接種を受ける機会を設けることとなったことから、抗体検査委託料及び予防接種委託料などを合わせて

808万7,000円を追加補正するものであります。

6款農林水産業費につきましては、農業振興事務経費において、先進的な農業経営の確立に取り組む地域の担い手に対し、必要とされる農業用機械・施設の導入を支援する目的で、担い手確保・経営強化支援事業補助金1,349万5,000円を追加補正するもののほか、青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図るため、新規就農者に対する給付金として、亘理町農業次世代人材投資事業補助金450万円を追加補正するものであります。

次に、農地中間管理事業事務経費におきましては、中間管理事業を活用した農地賃貸借契約を実施・推進するため、事務執行に必要となる経費として合わせて258万2,000円を追加補正するものであります。

続いて、用排水路管理経費におきましては、荒浜第2排水機場の除じん機の一部が経年劣化により破損したことから、亘理土地改良区が実施する補修工事に対して補助金66万円を追加補正するものであり、以上が農林水産業費の主なものであります。

7款商工費につきましては、観光振興経費において、アサヒグループホールディングス株式会社から寄附金を活用し、亘理駅を中心としたレンタサイクル事業の実施を計画する亘理町観光協会に対して補助金200万円を追加補正するものが主なものであります。

8款土木費につきましては、改良事業費において、関係機関と地権者との協議が整ったことから町道西川原線の改良工事費800万円を追加補正するほか、復興関連盛土材確保事業費におきましては、避難道路整備事業等の進捗に伴い割山採取場盛土材切崩業務委託料1,000万円を追加補正するものであります。

次に、避難道路新設・整備事業費におきましては、町道荒浜大通線道路改良工事における監理業務について、事業の一部が令和2年度までかかる見込みであるため委託料800万円を減額補正するとともに、次年度分の債務負担行為を設定するものであります。

また、町道橋本堀添線の新設改良工事費として1億円を追加補正するものであります。

9款消防費につきましては、非常備消防経費において、水利の少ない地域での火災に備え亘理町消防団を構成する4分団に簡易組み立て水槽を整備する経費として

100万円を追加補正するものであります。

10款教育費につきましては、町内の中学生が亡くなられた事案を受けて、いじめ問題対策委員会の開催や下部組織として臨時委員会の設置が必要となったことから、委員会事務経費において委員報酬や会議録調製業務委託料などを合わせ354万2,000円を追加補正するものが主なものであります。

次に、歳入予算の主なものについてご説明申し上げます。

10款地方交付税につきましては、歳出で説明しました新庁舎建設事業や避難道路新設・整備事業等の町負担分に充てるため、震災復興特別交付金2億2,829万6,000円を追加補正するものであります。

14款国庫支出金につきましては、国庫負担金において介護保険における低所得者保険料軽減負担金として669万4,000円を追加補正するほか、国庫補助金においては、風疹予防接種等に係る疾病予防対策事業費補助金320万9,000円とプレミアム付商品券事業に係る補助金72万6,000円を追加補正するものであります。

15款県支出金につきましては、県負担金において国庫負担金と同様に介護保険における低所得者保険料軽減負担金334万7,000円と災害援護資金貸付に係る負担金350万円を追加補正するものであります。

また、県負担金においては、幼児教育・保育無償化に係る子ども・子育て支援事業費補助金2,204万8,000円を追加補正するほか、農業費補助金として農業次世代人材投資事業補助金及び担い手確保・経営強化支援事業補助金を合わせて1,799万5,000円を追加補正するものがその主なものであります。

17款寄附金につきましては、レンタサイクルによる観光振興の目的でアサヒグループホールディングス株式会社様より寄附金を頂戴する運びとなったことから200万円を追加補正するものであります。改めまして、衷心より御礼を申し上げます。

18款繰入金につきましては、新庁舎建設事業等に係る財源として庁舎建設基金繰入金1億3,225万円を追加補正するもののほか、今回の各種復興事業の財源として東日本大震災復興交付金基金繰入金7,930万円を追加補正するものであります。

また、今回の補正の調整財源として5,056万円を財政調整基金から繰り入れするものであります。

20款諸収入につきましては、消防団における簡易組立水槽整備に対する自治総合センターコミュニティ助成金90万円と農地中間管理事業に係る委託金258万2,000円

を追加補正するものであります。

21款町債につきましては、新庁舎建設事業の財源として庁舎建設事業債3,500万円を追加補正するほか、道路改良事業の財源として町道新設改良事業債720万円を追加補正するものであります。

第2表債務負担行為の追加につきましては、町道荒浜大通線道路改良工事監理業務委託について、令和2年度までの2カ年で事業を実施する必要があることから、令和2年度における限度額を設定するものであります。

最後に、第3表地方債の変更であります。庁舎建設事業債及び道路整備事業債について、事業費の増額に伴う借入限度額の変更を行うものであります。

議案第49号「令和元年度亘理町介護保険特別会計補正予算（第1号）」につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ57万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億422万6,000円とするものであります。

歳出につきましては、1款一般管理費において、消費税引き上げに伴い介護報酬等の改定が行われることから、介護保険システムの改修費として57万3,000円を追加補正するものであります。

歳入につきましては、消費税引き上げに伴う介護保険法の一部改正により、低所得者の保険料軽減強化が図られることから、1款保険料を1,338万9,000円減額補正するとともに、8款低所得者保険料軽減事業繰入金と同額追加補正するものであります。

また、歳出における介護保険システム改修費の財源として、事務費繰入金57万3,000円を追加補正するものであります。

議案第50号「令和元年度亘理町水道事業会計補正予算（第1号）」についてご説明いたします。

予算第3条に定めた収益的支出につきましては、人事異動に伴い人件費627万5,000円を減額し、総額を8億7,237万3,000円とするものであります。

予算第4条に定めた資本的支出につきましても、人事異動に伴う人件費として786万4,000円を増額し、総額を5億4,156万7,000円とするものであります。

次に、承認案件についてご説明申し上げます。

承認第1号「専決処分の承認を求めることについて（亘理町町税条例等の一部を改正する条例）」及び承認第2号「専決処分の承認を求めることについて（亘理町

都市計画税条例の一部を改正する条例）」につきましては、平成31年3月29日に地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第2号）等が公布されたことに伴い、関係条文に係る所要の改正を行ったものであります。

承認第3号「専決処分の承認を求めることについて（亶理町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例）」につきましては、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条の地方公共団体等を定める省令の一部を改正する省令（平成31年総務省令第44号）が平成31年3月30日に公布され、関係法令が改正されたことに伴い、関係条文に係る所要の改正を行ったものであります。

承認第4号「専決処分の承認を求めることについて（亶理町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」につきましては、平成31年3月29日に地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第2号）及び地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成31年政令第87号）が公布されたことに伴い、国民健康保険税の基礎課税額の限度額の引き上げを行うとともに、国民健康保険税の軽減措置に係る軽減判定所得の算定方法を改めるため、所要の改正を行ったものであります。

承認第5号「専決処分の承認を求めることについて（亶理町介護保険条例の一部を改正する条例）」につきましては、平成31年3月29日に介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（平成31年政令第118号）が公布されたことに伴い、低所得者の第1号被保険者保険料を軽減賦課するため、所要の改正を行ったものであります。

承認第6号「専決処分の承認を求めることについて（東日本大震災による被災者に対する亶理町国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例）」につきましては、東日本大震災により被災した被保険者に係る国民健康保険税の減免に対する国の財政支援の延長と基準の変更に伴い、所要の改正を行ったものであります。

承認第7号「専決処分の承認を求めることについて（平成30年度亶理町一般会計補正予算（第7号））」につきましては、歳入における地方交付税のほか各種交付金及び町債借入金の確定や、歳出における新庁舎等建設事業費等の確定などから補正予算の必要が生じたこと、さらには防災備蓄倉庫整備事業費等において翌年度に繰り越さなければならない事業が発生したことに伴う繰越明許費の追加補正等を合

わせ、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ13億7,662万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ181億6,067万1,000円としたものであります。

最後に、報告案件についてご説明申し上げます。

報告第6号「繰越明許費繰越計算書について」（平成30年度亙理町一般会計予算）につきましては、主に東日本大震災に関連する復興事業及び小・中学校空調機器設置事業において、平成30年度内に完了することが難しい事業を繰越明許費として平成31年度に繰り越したものであります。これらの事業について繰越額が確定したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき議会に報告するものであります。

報告第7号「繰越明許費繰越計算書について」（平成30年度亙理町公共下水道事業特別会計予算）につきましては、主に社会資本整備総合交付金事業において、平成30年度内に完了することが難しい事業を繰越明許費として平成31年度に繰り越したものであります。これらの事業について繰越額が決定したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき議会に報告するものであります。

報告第8号「事故繰越し繰越計算書について」（平成30年度亙理町一般会計予算）につきましては、平成29年度から平成30年度に繰り越して実施した事業のうち、隣接工事の影響により一部実施できない工事があったことなどから平成30年度中に完了できなかった事業を事故繰越しとして平成31年度に繰り越したものであります。これらの事業について繰越額が確定したので、地方自治法施行令第150条第3項の規定に基づき議会に報告するものであります。

報告第9号「平成30年度亙理町水道事業会計予算繰越計算書について」につきましては、災害復旧事業として実施している避難道路等の配水管布設工事について、道路の整備状況等により平成30年度中に完了できなかったため平成31年度に繰り越したものであります。これらの事業について繰越額が確定したので、地方公営企業法第26条第3項の規定に基づき議会に報告するものであります。

報告第10号「専決処分の報告について（工事請負変更契約）」につきましては、平成30年度（復交）町道橋本堀添線舗装（その1）工事において、現場精査の結果、工事内容の一部変更に伴う工事費の減額など変更契約の必要が生じたので、専決事項の指定第1項の規定により、平成31年3月8日に専決処分したものであります。

報告第11号及び報告第12号「専決処分の報告について（工事請負変更契約）」の

2件の報告につきましては、平成30年度（復交）町道橋本堀添線道路新設（その1）工事及び平成30年度（復交）町道橋本堀添線道路新設（その2）工事の2件になりますが、工事内容の一部変更に伴う工事費の減額など、それぞれ変更契約の必要が生じたので、専決事項の指定第1項の規定により、平成31年3月12日に専決処分したものであります。

報告第13号「専決処分の報告について（工事請負変更契約）」につきましては、平成30年度（復交）町道荒浜大通線道路改良（その1）工事において、工事内容の一部変更に伴う工事費の増額など変更契約の必要が生じたので、専決事項の指定第1項の規定により、平成31年3月19日に専決処分したものであります。

報告第14号「専決処分の報告について（工事請負変更契約）」につきましては、平成30年度（社総交）町道逢隈亘理線道路改良工事において、工事内容の一部変更に伴う工事費の増額など変更契約の必要が生じたので、専決事項の指定第1項の規定により、平成31年3月29日に専決処分したものであります。

報告第15号「専決処分の報告について（工事請負変更契約）」につきましては、平成30年度亘理第5－1号汚水枝線（その1）工事において、工事内容の一部変更に伴う工事費の減額など変更契約の必要が生じたので、専決事項の指定第1項の規定により、令和元年5月13日に専決処分したものであります。

報告第16号「専決処分の報告について（賠償額の決定及び和解）」につきましては、平成31年1月23日、町道浜道線において上水道の漏水に伴う路面凍結により発生した事故における関係者との和解について、専決事項の指定第2項の規定により、平成31年4月1日に専決処分したものであります。

報告第17号「専決処分の報告について（賠償額の決定及び和解）」につきましては、平成31年4月19日に亘理町内で発生した公用車事故における関係者との和解について、専決事項の指定第2項の規定により、令和元年5月23日に専決処分したものであり、報告第10号から報告第17号までの8件の報告案件について、地方自治法第180条第2項の規定に基づき議会へ報告するものであります。

以上、提出議案等についての概要説明は終わりますが、何とぞ慎重ご審議賜りまして、原案どおり可決されますようお願い申し上げます。

よろしくお願いたします。

議長（佐藤 實君） 提出議案の説明が終わりました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

午前10時37分 散会

上記会議の経過は、事務局長 西山 茂 男の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

亘理町議会議長 佐藤 實

署名議員 佐藤 正 司

署名議員 森 義 洋